

2月14日 議会基本条例案に対する全協で出た意見等

2月21日特別委員会資料(根岸)

	条項	議員意見	その時の返答	事務局意見
1		会議規則の位置づけ及び先例確認事項の位置づけについては、「細則に定めるところとする」というような表現で条例中に関係性を明記してほしい。		
2	前文について	福祉向上は課題。「必要に応じて国や県に意見書を提出し」といった言い回しが必要。		
3		文章が長すぎるので、最後の3～4行ぐらいでも事足りるのではないか。	町の特徴を説明したかった	
4	目的について	「二宮町の福祉の向上」→「町民の福祉向上」ではないか。		有り
5	第2条について	「議会に関する他の条例」という言い方は、他の条例より上位であるように読み取れるので言いかえるべき。		
6	第3条について			
7	第4条について	政策立案は執行側がやるものではないのか。	条例提案などが挙げられる	
8		「積極的に」という表現は誤解を招くから削除すべき。	16条ともに議論	有り
10	第5条について			
11	第6条について			
12	第7条について	会議規則の位置づけをここに盛り込んでどうか。15条でも可能かも。		有り
13	第8条について	全協での報告事項を委員会に振り替えて委員会の活性化に結び付けたい	委員会の充実を逐条解説で膨らませるか	
14	第9条について	「合意形成」の表現は、賛否の一致を導くものと誤解生む。「討議議論を尽くす」で十分だ。	了解	
15	第10条について	内容は委員会活動に包括できるだろう	了解	
16	第11条について	調査権は住民と一緒に。逐条で表現される「保障」は説明つかず課題だ。	「調査活動」という表現か	有り
17	第12条について			
18	第13条について	定例会がなくなるのか。全員が集まれるのか、は課題。	法改正を待つ段階	
19	第14条について	職員やテレビ放映の問題もあるし削除を求める。	有効と思う議員の挙手なし	
20	第15条について	全協の性格を明確にしたほうがよい。	全協において議論する	
21	第16条について	「個人情報保護の観点」以外の理由もあるため、表現を変えるべき	了解	
22	第17・18条について	「政策会議」という言葉が固いので「政策討論会」にしてはどうか。		
23		町民だけだと個人という印象なので各種団体も入るように。	了解	
24		政策会議の実行性は課題。17条をペンディングにしては。		
25		町民が一人だけの場合も開催するのか。	人数ではなくテーマの抽出	